

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年2月10日(月)
10時00分開会 12時10分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：中河つる子
委員：川上 均、鈴木孝寿、西山輝和、中島里司
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：山本 司、次長：宇都宮学
- 5 説明員 子育て支援課 課長：逢坂登、課長補佐：渋谷直親
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査について
・新保育所・御影こども園・幼稚園の運営について
 - (2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

(1) 所管事務調査について

・新保育所・御影こども園・幼稚園の運営について

委員長（高橋政悦）：只今から厚生文教常任委員会を開会する。

本日の所管事務調査は新保育所・御影こども園・幼稚園の運営についてということで、担当課の2人には説明員として出席いただいている。資料に沿って担当課のほうから説明を受けて、その後委員からの質疑を行う予定となっている。よろしく願います。

それでは、課長のほうから説明員の紹介を兼ねて説明を開始していただきたい。

子育て支援課長（逢坂登）：（説明員紹介）

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料のめくっていただいて1ページ目。乳幼児の状況ということで、今現在の状況である。乳幼児の年齢別、地区別の人口を載せている。清水地区の未就学児が274人、御影地区が64人、合計が388人である。これは12月末の住民基本台帳の数字である。

次にその下、年齢別・施設別の児童数ということで、今入所、入園しているお子さんの人数を載せている。これも12月末現在である。幼稚園が43人、第一保育所が105人、第二保育所が66人、御影こども園が53人、合計267人が入所、入園されていて、乳幼児全体の約8割が入所、入園しているということになる。それぞれの定員だが、幼稚園が90人の定員、第一保育所が120人の定員、第二保育所、御影こども園がそれぞれ80人の定員となっているところである。御影地区の人口とこども園の入園人数に若干差がある。御影地区の人口より多くなっているが、これは上の地区別のほうには松沢地区が清水地区のほうに含まれており、松沢地区から来ているお子さんがいるので、御影こども園の入園が若干その住民票台帳の御影地区よりも増えているということになっている。以上が、今の現在の状況である。

次、2ページをご覧ください。今後の乳幼児の人口の推計について載せている。これは去年の4月に推計したものなので、1年近く経っているので、その時点の推計だにご理解ください。5年間の推計を載せている。令和2年度から6年度まで、徐々に減少をしていくのではないかと見ている。令和4年度で300人、令和5年度で306人とちょっと増えているように感じるが、これは平成28年度であったか、大変お子さんの出生の少ない時期があった。あのとき42人程度だったかと記憶している。今、大体50人ぐらい生まれているので、大体それでこのあたりが、令和4年から5年にかけて、その子たちが小学校に上がっていくので、乳幼児の数と

しては若干増えるような推計にはなっている。ただ、全体的に見て、徐々に減っていくのではないかと考えている。

入所、入園児童数についても、徐々に減少傾向にあるのではないかと考えているところである。大体、令和6年度で200人ちょっとのお子さんが入所、入園されると考えているところである。

その下の表である。令和2年度の各施設の組数というか、部屋数、それと職員の配置の予定である。入所、入園予定人数の計のところは、今申請を受けている段階での数字である。これからまた途中で入所、入園されたり、若干移動が生じるので、このとおりの数字にはならないかもしれないが、一応今の入園、入所の申し込みの数である。212人が申し込みをしている。それに伴っての職員の配置の予定が、一番右側の正職員が20名、それと2号会計年度任用職員、4月から臨時職員から制度が変わるが、今までの臨時職員のことである。それが22人の配置の予定になっている。

次のページは、幼稚園、保育所、認定こども園の各施設の設備の基準等が載せている。認定こども園については、幼保連携型と呼ばれる型のものを参考に載せている。本町では幼稚園と保育所、御影はこども園であるが保育所型の認定こども園であり、基本的には保育所の基準を使うことになる。上の欄の項目は必須の設備である。その下の真ん中の欄は、施設の面積基準である。幼稚園については、各部屋ごとの基準はなく、園舎全体の面積の最低基準、それと施設の運動場の基準がある。保育所については、施設全体の基準はないが、屋外の遊戯場は、2歳以上のお子さん一人当たり3.3平方メートルを超えるようにということになっている。保育所については、各部屋にそれぞれのお子さんの数に応じた広さの基準がある。乳児室では一人当たり1.65平方メートル、ほふく室では3.3平方メートルとなっている。ただ、乳幼児とほふく室を一緒に設置する場合には、3.3平方メートルで建設しなさいという基準がある。保育室及び遊戯室については、一人当たり1.98平方メートルという基準になっている。

次の4ページには施設ごとの基準の面積を載せている。まず、清水幼稚園について、園舎については4学級あるので、必要な面積は520平方メートル以上ということになっている。ただ、実際の幼稚園の今の面積は924.4平方メートルという大きさになっている。次が、新保育施設の面積である。2歳未満の部屋については、0歳の部屋が1室、1歳の部屋が2室を新しい施設では用意している。定員が26人なので、必要面積は85.80平方メートルで、実際に建設を進めている面積については、129.62平方メートルを確保している。同様に2歳以上、遊戯室、屋外遊戯場については、それぞれ面積の基準を上回るように建設を進めているところである。御影こども園についても同様である。基準が必要面積に対して、それを上回るような建設を進めているということである。

次の5ページは職員の配置基準で、幼稚園については1学級、最低1人を置きなさいという基準がある。そして、また副担任についても、極力努力義務として置くようにということである。それがお子さんの人数等によっても変わるが、それは町の考え方である。本町の考え方としては担任1人、それと副担任1人ということで、1学級で2人の職員をそれぞれ置きたいと考えている。

新保育施設については、新保育施設及び御影こども園は同じだが、お子さんの人数によってそれぞれ配置の基準がある。0歳児については、お子さん3人に対して1人の保育士を置かなければいけない。1歳児、2歳児については、6人に対して1人、3歳児については、20人に対して1人、4、5歳については30人に対して1人の保育教諭を置かなければいけないという基準になっている。

その辺に基づいた基準の職員数が、新保育施設であれば今のところ138人の入所の予定だが、13人の基準となっている。実際は職員が12人、それから2号職員13人の25人を配置したいと考えているところである。それから、御影こども園は同様に基準からいけば6人の職員数に対して5人の職員と2号職員6人の11人の職員を置く予定になっている。この人数については、所長を除く職員、実際にクラスで保育に当たる職員の基準である。

次のページからは、今回の新しい保育所の給食調理及び清掃に当たっての仕様書である。給食調理業務の仕様書においては、2番目の業務場所が新保育所と御影こども園で、3番目に給食の基本食数ということで、用途を提示している。4番目の委託期間については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までになっている。次のところからは、委託料の支払いや必要な事項についていろいろなマニュアルに沿うようにということで、注意事項等をいろいろ載せている。そして、最後のほう、別紙では、業務の分担区分であるとか、施設の管理の区分等を定めている。

最後の1枚については、清掃業務の仕様書について載せている。こちらについても必要な時間や、注意事項等を提示して仕様書をつくっている。資料の説明は以上である。

特に、今後の運営に関する諸課題とその解決策であるが、一番苦労しているのが、やはり人の問題というか、保育士の問題がある。前回の議会するときにも何人必要かという質問もあって3人職員が足りないというお話をしたが、今現在3人足りない状況になっている。3月末で定年退職2人、早期退職が1人、それと結婚で退職する方が1人、それから家庭の事情で急遽やめなければならない職員が1人ということで、8人不足するという事になっている。実際には5人しか採用ができなく職員が3人足りないということになっている。それと臨時職員についても、1人臨時職員から正職員に採用になったが、実際1人減になるということで、あと結婚で退職する職員、あと年齢が60歳を超えて一旦お休みしたい

という職員がいる。3人臨時職員が減るということで、その分の手当もいろいろ募集はしているが、なかなか集まらないというような状況になっているところである。以上、簡単であるが、私のほうから施設関係の運営についての説明をさせていただいた。どうぞよろしく願います。

委員長：資料に沿った説明が終了した。この後は委員の皆様から質疑受けたいと思う。

中島委員：まだ意見までまとまっていないが、今日のこの会議の進め方として、この場で終わった後、現場へ行くという予定はあるのかどうか。日程について聞きたい。

委員長：委員会の希望としては現場を見たいということだったが、工事が若干遅れ気味だと聞いている。今、議員が見に行っても危険も伴うということで、現場は今回は見ることができないということなので、この場で資料に沿った質疑をしていただきたいということである。

子育て支援課長：今、委員長から遅れ気味ということであったが、工事は遅れていない。予定どおり進んでいるところ。今、設備関係でかなり床にいろいろなものがあつたりということもあって、本当は見えてきたかったが、その辺は申し訳なく思っている。

委員長：そういうことなのでご理解願いたい。

(はいという声あり)

委員長：私のほうから、資料の中身についてちょっとお尋ねしたい。まず、以前にこの新保育所建設に伴って、令和2年度に第一保育所、第二保育所が統合されて新しい保育施設へ移行になると。その次の年に、認定こども園になって幼稚園がなくなるという話を聞いていた。この資料を見ると、例えば2ページ目、清水幼稚園の入園児童数推計についても、令和6年度まで推計されている。その認定こども園になるという話がなくなったのかどうか。

子育て支援課長：令和2年から第一と第二保育所を合併して保育所をつくって、その数年後にこども園にしたいという話をさせていただいた。次の年ではなくて、数年後ということでお話させていただいた。それはお子さんの数を見ながらということである。先程説明すればよかったが、まだはっきりいつからというのは決まっていない。いずれ、何年後かにはこども園にしたいというふうに考えている。ただ、今後のお子さんの推移を見る限りでは、おそらく令和3年、4年ぐらいまでで、幼稚園はそろそろ運営が難しくなっていくのではないのかなというふうに、今、考えているところである。

委員長：続いて、この資料でよくわからなかったのが、この新しい保育所というのは、定員何名までが可能なのか。この資料でいくと174名が定員数という表示になっているが、給食のほうでは200名となっていたり、この辺は例えばこども園にするのに200名なのか174名以内ということなのか、その辺がよく読み取れないが、これはいかがか。

子育て支援課長：まず、2ページ目の下の段を見ていただきたいが、定員については、新保育所は200人の定員である。資料4ページ目の真ん中の段にある新保育施設の定員数については、見づらいが、2歳未満が26人、2歳以上が174人ということで、合わせて200人ということになっているので、200人の定員になっている。

委員長：では、最後に給食の関係なのだが、新保育所で職員が35名。しかし、新保育所に配置される職員数は25名、この10名の差というのは何か。

子育て支援課長：職員と臨時職員、それから代替職員等もあるので、そういった関係である。実際には職員と代替職員等の数、事務職員もいる。25人というのは先ほど申したとおり、所長等も入っていないので、そういった人数を入れての人数である。

委員長：わからなかったところはざっと聞いたが、委員の皆様から何かあるか。

鈴木委員：まず、職員数。例えば2ページ目の令和2年度各施設定員、組織及び職員配置数。職員で3名ほど足りないとの説明であったがこの辺をどういうふうにしていくのか。また、職員と2号職員の比率の根拠は何か。

子育て支援課長：今3人が足りないというお話をしたが、今現状も3人足りない状況でやっている。その辺は臨時職員や代替職員の方をお願いをして何とか乗り切っているというふうを考えているところである。比率というか、原則的な以前からの考え方は、クラス担任は正職員を充てていこうという考え方である。それにあと3歳以上については、幼稚園もそうだが、副担任を置いていきたいという考え方もある。それと、今、支援の必要なお子さんが結構増えているという状況もあり、そういった支援にも充てていきたい。それから、平成27年であったか、子ども・子育て支援法ができてから11時間保育が標準となり、今までの職員の時間数が1日7時間45分なので、そのはみ出た部分をどうしても基準の中の職員だけではやれないということで、その分を見る職員が必要になってくる。そういったところのシフトの中ではどうしても2号職員を設置していかなければならないというふうに、いろいろそういった計算をしながら職員数を決めているところである。

鈴木委員：ということは、例えば2ページの一冊下、職員20名に対して2号職員が22名というのは、清水町役場で考える職員の割合の実質的な決めということでしょうか。

子育て支援課長：概ね職員の半分から半分ちょっとを見るかなと考えている。

鈴木委員：その根拠は何か。

子育て支援課長：先ほど言ったように、正職員はクラスに配置をする。2号職員は副担任及び支援を受け持つというような感じで必要な数を出している。支援員については、各施設からどの程度のお子さんがいて、どの程度の職員が必要なのかということ聞き取りしたりしている。今、きずな園に通っているお子さんもいるので、そういったお子さんの状況を考えながら施設とも相談して決めているということである。

鈴木委員：例えば担任が有給もしくは代休、もちろん休みがあると思う。そのときには、

もしかしたら担任が2人ぐらい休むときも当然出てくると思う。そうすると、所長が入ったりするパターンもあるでしょうが、そのクラスをいわゆる2号職員で回すということも、当然、現場としては出てくると思う。それが実質的にはしょうがないと言えばそのとおりだが、現実的にいったら職員としての責任の部分でいくとそういうことを避けるのが本来ではないのかという気はする。それから考えていくと職員不在のクラスがあって2号職員に任すというのが、役場の方針としては正しいのか正しくないのか、何か問題が起きたときにはどうするのかという想定はあるのかないのかお聞きする。

子育て支援課長：今、土曜日も開けているということで、平日に何人かの職員はもちろん、2号職員も含めて、シフトなので休みがある。実際にそういったものを全て職員でカバーはなかなかできないところもある。先ほども申したとおり、採用も十分うまく回らないところもあるし、2号職員については、全て保育士の資格、又は幼稚園教諭等の資格を持った職員なので、そういった意味では保育の現場としては2号職員でも大丈夫というふうに考えている。

鈴木委員：現実的に資格者だからいいというのであれば、その2号職員というくくりがいかななものかなというか、全員職員にしまえばいいと単純に思う。極端にいったらそれはできないのはわかっていて話をしているが、そうは言いながら、今回も結局8人足りなくて5人採用した。これから臨時職員を募集するといって、臨時職員はこの1年来なかった。例年の採用の問題というのは、前回の議会で私が質問したと思うが、基本的な採用に対しての今の世の中の事情と合っていないというのはもうはっきりしていると思う。とはいいながら課長のレベルで言えるのかどうかというのはあると思う。でも課長としては、理事者側というか執行側にはどういうふうに伝えていращやるのかだけ聞いてこの質疑を終わりたいと思う。

子育て支援課長：今おっしゃったとおり、採用には、本当に苦勞している。学校に出かけたり電話をしたり、実際に受験してくれた学生にお話を伺ったりというのをしているところである。どうしても、今、先ほど言った子ども・子育て支援法ができてから、保育時間が長くなっている。民間でももちろん足りない。民間であると、町村よりもある程度給料を高めに設定していることもあって、町村に行こうという学生が少ないのだというお話も聞いて、かなり本当に苦勞しているところである。もちろん臨時職員も同じである。担ってくれる人、潜在的には何人かいてお話をして、去年1人それでも来てくれた人がいたりして、何とかそういったいろいろな保育士さんたちの人脈も駆使しながら、一生懸命探してはいるところだが、なかなかつらいところがあるところである。

中島委員：先ほど幼稚園の建設について、数年様子を見てとのこと。これは児童数というか園児の数ではなくて、建物自体が古いからそういうものも考慮して1つにしよ

うというふうに前は捉えていた。その辺からいくと数年後ということで、今担当課で考えて、入所する子どもの推移を見ながらということで、それもひとつありかなと思いつながら、せつかく片方に新しい施設をつくって、今の幼稚園の施設がこの数年間にいろいろな補修等々の費用がかかるかかからないかといったら、かかからないとは断言できないと思う。だから、それをある分、数年持たせればいいという発想の修理が出てくるのであれば、手続等がスムーズにいくのであれば、やはり1つにしてと。補修費等々の無駄遣いとは言わないが、やはりその辺も配慮した中で、ただ園児の数だけで方向性を見出ししていくのはいかかという思いが個人的にはするが、課長はその辺どういうふうに捉えているのか。

子育て支援課長：今、委員がおっしゃられたとおおり、確かに施設もかなり古くなってきている。そういった意味で、いずれ一緒にしてということでちょっと大き目な建物を建てたところである。ボイラーの調子であるとか、いろいろなところを直しながら運営をしているので、それもよく考えてお子さんの数と施設の関係も考えながら考えたいというふうに思っている。

中島委員：園児が使う場所であるから、園児の数によりということは、主役であるから基本的な考えであろうと思うが、保育所が新しくなっているので、今度は幼稚園児の父兄から向こうはあんなに新しいところに入れていいねという話が出てくる可能性あるかと思う。統合という言い方はおかしいが、一緒に建物の中にスペース的にはもう持っているわけでしょう。だから、その辺は慎重に、事務処理ではなくて、園児を中心として父母の希望等を敏感に酌み取ってあげて判断していくという、担当としてそういう柔軟性を持ってほしいなというふうに思うが。

子育て支援課長：今、おっしゃられたとおおりだと思う。実際、新しい建物が建って通い始めると何となくうらやましいではないが、そういった意識はきっと芽生えてくるのは致し方ないのかなという気はする。ただ、今、私は幼稚園の園長の事務取扱を受け、お子さんたちに会っているが、比較的人数が少ないものだから、非常にのびのびとしており、結構きめ細かく先生方も見ているし、父兄の中にも幼稚園に通わせたいという親が今行っているということもある。一概にうらやましがるかどうかわからないところもあるが、その辺はよく父兄のお話を聞きながら考えたい。

中河委員：今度、食事のほうが委託され、この遵守事項を見ているが、委託された会社からは栄養士は専属に今度の保育所、幼稚園に配属されるのか。

子育て支援課長：先般の議会でも少しお話はしたが、予定では御影と清水で兼務というか、1人配置するような会社の方針であるというふうに聞いている。

中河委員：その方たちは幼稚園、保育所の食事に精通された方が来られるのか。一般的には食事の委託というのは、病院とかそういう施設のところが多い。保育所に精通されている方が来られるかどうか。

子育て支援課長：委託会社は、この前、入札が終了して決まっている。その会社は全国的な会社で、もちろん病院もあるし、福祉施設もやっている。もちろん保育所においても十分実績のある会社なので、その辺は心配ないかと考えている。

中河委員：そうすると、ここに書いてあるように食事の形態や食材の選択というのが、施設長や保育士と相談して改善したり、綿密な相談をしながらやってもらえる方ということか。

子育て支援課長：今も月1回、必ず調理員に集まってもらって、役場にいる栄養士と献立の内容や、お子さんの食べたときの感触というか、ちょっと大きかったとか具材のこれが食べづらかったようであるとか、そういった細かな話をしている。これからも同じように今度は会社の栄養士も含めた中でやっていかなければならないのかなと考えている。

委員長：今、給食関係で話がでたので、今現在、給食に携わってくれている職員というか臨時職員というか、そういう方たちの動向であるが、最初の説明ではそのままその会社にとということで話を聞いていたが、結果としてどういう形になったか。

子育て支援課長：まだ業者が決まったばかりで、職員にこの会社に決まったという話はない。今後その会社とお話をしていく。希望があればもちろん全員継続して雇ってくれるという話である。

西山委員：今の給食のことであるが、新しい業者に委託してやるが、こう見てもいろいろな施設、自販機やなにかも置いてあるが、一旦業者から使用料を取るというような考えにはないか。

子育て支援課長：うちの給食の業務をお願いするので、そちらの業者から何かもらうということはない。うちのほうから委託料を払うという形である。

西山委員：それはよくわかるが、電気料や光熱費など、そういうものも皆全部こっちでまかなえということだが、一方、町民からしてみたら、何でそんなに全部そっくりそのままただやってもらうのだというような声もある。そういうような考えはあまりしていないということではないか。

子育て支援課長：あくまでもうちの業務をお願いすることなので、例えば自動販売機であれば業者が置いてくださいとお願いが来るので、それに対する電気料や設置料をある程度いただくというふうになっているが、今回のものは業務をこちらからお願いをして、この業務をやってくださいという範囲の中でやってもらうものなので、業者からこちらへは何もいただくものはない。

鈴木委員：入札はいつ終わったのか

子育て支援課長：1月30日に終わった。

委員長：休憩する。

【休憩 10：41】

【再開 10:43】

委員長：再開する。

鈴木委員：12月の段階では、まだ入札もしていないので、細かい数字についてはまだという話が、実は12月の定例会のときにあったかなと思う。役場の主導でやったら1年でいくらかかって、ここに委託したらいくらになるかという数字が実はそのとき曖昧なまま終わっている。今回、もう入札は終わっているということは、このままいけばそのまま3月の議会で、予算委員会等々で承認を受けて執行していくと思うが、正直言えば安くなるとは思っていない。人件費等についても今の数字ではなくてということで、それはよく聞いている。ただそれが許されるかどうかというのは、また別問題であって、数字は1回も提示されていないはずである。概算で数字が出ただけで、中身がいくらかかって、今まではいくらかかっていたのだというのが、全く実は知らされていなかったというのがある。それは予算委員会でやるべきなのか、ここでやるべきなのか別にして、もしその数字の提示があれば出してほしいと思う。

子育て支援課長：議会前の全員協議会の際に、予算ベースの人件費分と食材費分というものは、今までは出したつもりでいる。

鈴木委員：今、例えば業者が受けた数字と役場の今までかかった数を比較対象したいが、その辺が今日のメインになると思う。その数字があったほうが確認しやすいと思うがどうか。用意できるか。

委員長：全員協議会で説明受けた段階で、その一昨年度前と比べて高くなったという気でしたが、業者がどれだけで受けたのかというのを示してもらえると納得するところだと思うが、その額は、今この場では提示できないか。

子育て支援課長：はい。

委員長：休憩する。

【休憩 10:47】

【再開 11:21】

委員長：再開する。

子育て支援課長：今お手元にお渡しした資料は、全員協議会のときと同じ資料である。積算も同様なので、同じものだが一応配らせていただいた。元年度予算ベースで4,300万ちょっとである。実際入札で落札した金額が税を抜いた状態で4,718万7,358円になる。1割税かかるので、それ入れると5,190万6,093円になる。実際に1,000万円までいかなく、890万程度増えるというところである。

鈴木委員：給食調理業務の委託の仕様書のうち、遵守事項の(15)番、(16)番で書いて

あるのが、例えば牛乳は町内で購入すること、概ね50%を今まで使っている町内の業者で購入すること、清水町内において生産されている農畜産物の利用に努めること。要は例えば50%を切ってもいいだろうし、概ねしなさいということであれば、これはどういうふうに管理をしていく予定なのか。まずこの辺は全く努力義務であって、契約の中には6番の遵守事項と書いているが、この曖昧な契約の仕方が、実際どうやって管理していくのか。管理の仕方をもし、今検討されているのであれば教えていただきたい。

子育て支援課長：食材については、全国的な会社であるからかなり気を使っているようである。できるだけ地元のものを使いたい。ただ、流通量とかいろいろな季節の問題もあって、全てが地元でというのはなかなか難しいところがある。その辺については、一応基本的には地元中心で、広げていって道内産、もしなければ国産というふうに、なるべく外国産は使わないように。もちろんものによるが、できる限り農畜産物についてはなるべく地元を使いたいという話をされている。これについては、定期的に食材の購入の状況の報告をもらうように考えている。それで、一応、点検をしていきたいというふうに考えている。

鈴木委員：冷凍食品とかも使うかもしれないということか。当然、そういうのはないのか。

子育て支援課長：今現在では、魚でも何でも一からというか、さばくところから始めたりしているところであるが、その辺はやはり大きな会社なのである程度加工しているものを入れてくるということは考えられると思う。極力、冷凍とかは使いたくないという話はされていた。

鈴木委員：保護者たちが一番心配しているのは、産地はどこなのかとか、結局、追跡できるのか、というよりはわかるのかどうか、その辺の確認方法なんていうのは把握できるのか。

子育て支援課長：細かい産地までは把握できていない。もちろん今も。例えばそこで買ったからといって、それがどこのものかというのわかるものもあるが、わからないものもあるという状況なので、そんなに状況としては変わらないのではないかとこのように考えている。

鈴木委員：ということは、産地に関してはできるだけ道内産を使いなさい、牛乳は町内から買いなさい、できるだけ清水でつくっているものを使ってくださいで、残りについてはこちらにお任せくださいと、優しく言えばそういうことでよろしいか。

子育て支援課長：お任せしてくださいというか、もちろん先ほど言ったとおり各会社、今回の会社もそうであるが、子どもに提供するというので、結構、品質の管理とか、例えばアレルギーの管理とかは、しっかりやらせてもらうという話をしている。もちろんそれが絶対な条件なので、それはしっかりとチェックしながら見ていきたいというふうに考えている。

鈴木委員：ところで、チェック体制は何でチェックしていくのか。これは例えば役場の栄

養士が不定期もしくは定期的に見に行くのか、それとも子育て支援課のほうで見に行くのか、そういう体制というのは何か決めているものは、今、あるのかなのか。

子育て支援課長：今、具体的にこれというふうに決めているものはないが、もちろん私たちも行くし、実際、今、保育所で担当している栄養士も実際に携わってもらって管理していきたい。もちろん会社側の栄養士ともよくお話をしていきたいというふうに考えている。

川上委員：最初に保育士の関係で、今、採用のときに第2号職員もそうだが、年齢制限ということはやっているのか。

子育て支援課長：2号職員、臨時職員もそうだが、年齢制限は募集では基本的にはしていないというか、できない状況。

川上委員：今、募集の段階では決まりで年齢制限はできないということだが、実際には正職員なりというのは、今応募がないから特に、例えば50歳の方が応募してきたら実際はどうなのか。

子育て支援課長：正職員については年齢制限ができるが、ただし臨時職員等については年齢制限できないということになっている。実際、50歳代の方が応募してきたが、もちろん採用させていただいたので、2号職員についても同様に採用をしていきたい。また、今、居住も例えば隣町から通いたいという場合もそれは認めていて、なるべく広く集めていきたいというふうに考えている。

川上委員：居住制限もなるべく今は緩和しているということと、あと正職員は年齢で区切っているのか、いくつまでか。

子育て支援課長：募集では40歳までというふうになっている。

川上委員：その40歳というのは、何か基準があるのか。

子育て支援課長：役場全体がそうなのだが、大体40歳というふうになっている。それにあわせている。

川上委員：保育所のことだけ言っても仕方ないが、今、私も高齢者の就業支援の仕事をやっているが、60歳を超えて、70歳を超えても元気な人はいっぱいいる。そういった中で、まだまだ40代といたら我々からすれば本当にひよこみたいな人なので、保育所だけのことを言っても仕方ないが、もうちょっと幅広い年齢の採用もやはり必要なかなと思う。これ言っても仕方ないがどうでしょうか。

子育て支援課長：役場の職員なので、やはり60歳定年であるのでそういうことになるのかなと思う。ただ、今後、定年も伸びていくにしたがって、それは上げていかなければならないのではないかと考えている。

川上委員：わかった。あと、もう一つ心配しているのは、給食が委託になるということで、今までは臨時職員という形で内部的にはうまくやっていたという話は聞いている。どこの保育所についても。それが今度委託という形で、雇用形態が全く変わるよ

うな形になったときに、内部の心配というのはその体制である。先生方も非常に心配はしているが、その辺で何か気をつけているところはあるか。

子育て支援課長：今、具体的にというのではないが、同じ職員がそのまま引き続き勤めてもらえるということであれば、あまり今までと明日からびたっとうあなたは違う会社であるような感じにはならないように、その辺はよくお話を進めたいと考えている。

川上委員：わかった。そこら辺はスムーズに行くような形で何とか見ていただきたいと思う。あと新しく施設ができるということで、当然、機械も新しくなるし、今、働いている人にしてもしずれにしても調理員の人は新しい施設に慣れないとならないというが、慣らし期間はどれくらい考えられているか。

子育て支援課長：建物の引き渡しが、今、3月2日の予定で進めている。その後、委託業者と調理員と練習というか、実際、新しい機械なので、使い方もわからないものばかりで、かなり大型の機械もあり、その辺はしっかりと会社のほうで教育をして講習をしてくれるという話を聞いている。間違いなく、4月から動かせるようにということで、その辺は訓練をするというお話を受けている。ただ、保育所自体はほとんどお休みが余りないので、給食がちょっと1週間ぐらいお休みするが、その間にしっかりやりたいというふう考えている。

川上委員：保育所の所長に聞いたら、ほかの町の施設ではそうとう慣らし期間、私が聞いたのは2か月ぐらいは実際にかかっているという。そういう部分では、期間が限られているとは思いますが、相当な慣らし期間をもってもらって、スムーズな移行ができるような形のものをつくっていただきたいと思うがどうか。

子育て支援課長：業者ともお話をしたところ、最初のほうは今いる職員ではなくて、ほかの本社とか営業所、ほかのところからも応援に来てしっかりやるというお話なので、その辺は給食を提供するという部分については、一応心配はないかなというふう考えている。ただ十分いろいろなアレルギーの問題とか、食べ物一つ一つの大きさとか、そういったものは十分、今の状態の引継ぎを会社のほうに進めたいというふう考えている。

川上委員：スムーズな移行をお願いしたいと思うが、あとちょっと給食、その栄養士の人というのは、例えばこれはせせらぎやデイサービスとかの兼務の人ではないとは思いますが、そこら辺はいかがか。同じ会社ということで。

子育て支援課長：御影と清水の兼務で1人という体制をとりたいというふうには考えている。新しい保育所と御影のこども園を1人の栄養士が見るというような形で考えるというように聞いている。

川上委員：ということは、常駐と考えていいのでしょうか。

子育て支援課長：基本的には1人であるが、ただ、いろいろなお休みの関係があつたりとかということもあつて、そういうときは町内のところから応援に来たりというこ

とも考えられるということである。

川上委員：であれば、基本的には保育所も新しい保育所に常駐ということでも考えてもいいのか。

子育て支援課長：それは会社の方針なので、どちらにいなさいとこちらからは言うことはないが、2つ兼務して1人というふうに聞いている。

川上委員：例えば常駐でなかったら、せせらぎにいたりとかデイのほうにいたりとかという可能性もあるということか。

子育て支援課長：ちょっとそこまで、まだ細かいところまで詰めていないので申しわけないが、両方で1人というのは聞いている。

川上委員：もう一つだけいいか。今の第一保育所と第二保育所の使い道というか、壊すなら壊すという予定とかというのはどう考えているか教えてもらいたい。

子育て支援課長：第二保育所については、取り壊しを進めたいということで、いろいろな物品の整理が終わったら役場の管財担当のほうに施設全部お返しをするというふうに考えている。第一保育所については、令和2年度中に何とか使えるのであれば使いたいと思っているし、ただ、改修工事の費用とか、いろいろなことを考えながらということで、第一保育所のほうについては、まだ未定になっている。

川上委員：第一については、以前も質問したことあったが、できればせっかくボイラーも新しくなっているし、今の学童が非常に古い中でぎゅうぎゅうで、子どもたちにとってもあまりいい影響がないという話も聞いているので、何とか第一保育所を学童として新たに使ってもらえるような方向を考えていただきたいと思う。

それであと1点、今ちょっと話していて、第一保育所と第二保育所が今度新しく新保育所に以降するが、建物は別としても、その職員の配置の問題であるが、それは例年どおりでやるのか、それとも少し早めて人事異動をやるのかどうか。課長段階では難しいかもしれないが、第二保育所の所長は早くやってほしいと。準備があるのでということも聞いているが、その辺の予定はどうなっているか。

子育て支援課長：例年、職員の異動については、3月の中ぐらいに一般の職員の異動とは別に内示をさせてもらっている。これは臨時職員も含めてであるが、今年も同じようなペースでちょっと早くはしたいと思う。ただ、今、いつやるというようなお話は今できないが、なるべくこれも本当に早めに進めていきたいというのと、一緒になるので異動をなるべく少なくしたいというふうには考えているところである。

川上委員：そうである。新たに所帯も大きくなるし、人の交流も出てくる。所長たちは心配しているようなので、そういう準備も含めて円滑に進むようお願いしたい。

鈴木委員：先ほどもらった資料について、どういう契約をされるのかを最終的には見ないと、何とも言えない。それと、その責任の所在をどういうふうにしていくのかというところも先ほど質疑をした中で、例えば先程の(15)、(16)の問題もどう

していくのかというのが、遵守事項だけでもどこで管理していくのかはつきり見えてこない。多分そういうものを契約書にはきつと盛り込むであろうと役場の管財では、当然そういう契約になっていくだろうと思うので、そういう契約ができ次第見せていただきたいなど。多分今日だけで結論は出るのか出ないかわからないが、それがない限りはちょっと何とも言えない。もうちょっと金額的な部分がいくらでどうしたのかということ、責任の明確になっているところがどうなっているのかということの把握させていただきたいと思うので、そういう資料ができ次第見せていただければと思う。

川上委員：やはり給食の中で一番大事なものは、日ごろの給食はもちろん大事であるが、行事食だと思う。今まで保育所の自分のところの畑で父母の人たちと一緒につくったものを使うとか、あと餅つきだとかクリスマスだとかいろいろな行事、そういうのはもうなるべく今までどおりでやるような形で担保するような形で進められるということによろしいか。

子育て支援課長：今やっているものについては、できるだけ継続したいと考えている。ただ、いろいろな体制の中で、場合によっては若干変更したり省略したりということはあるかもしれないが、極力やりたいというふうには考えている。

鈴木委員：もう1点。新保育所がこれだけ大きくなって、人事の考え方というのはどうか。課長職がここに入らなくていいのか。外部のところでは清水で最大の職員数のところだと思う。そこを1人の管理職、課長1人というのも大変だと思うが、その辺はまた同じような体制でいくのか。もし考えがあれば教えていただければと思う。

子育て支援課長：新施設については所長を置く。私はこちらの事務にいることになると思う。所長の下に担任を持たない主任的な人というか、役職でいけば専門員といったものを置きたいというふうに考えている。ただ、先ほど言ったように職員の数に足りない状況なので、何とかやりくりしておきたいというふうに考えているところである。

川上委員：もう1点質疑をしたい。

委員長：申し訳ない。質疑は時間の関係上このくらいにしておきたいと思う。担当課のお二人、どうもご苦労さまである。退席されて結構である。休憩する。

【休憩 11：44（子育て支援課退室）】

【再開 11：44】

委員長：再開する。

川上委員、質疑を途切れさせてしまって申し訳ない。話の内容の流れから、今日

で調査終了はしづらいと委員長が判断したので、先ほどの質疑をさえぎったり、途中でやめたりした。実際、現場も知らず、皆さんがご心配の給食の関係、これも実際動いてみて、きっと問題点がないわけではいだろうと。それを見ずして委員会としての報告を出すわけにはいかないだろうということで、個人的には継続して調査をしてそれらが動いた後、要するにいろいろなものが明らかになった後に検討して、3月ではなく、6月の定例会で報告できるような形にしたいと思うが、今回の所管事務調査の結論としては継続調査ということにしたいが、いかがか。

中島委員：委員長からお話されて、資料的なもので不足しているという部分も感じているが、これを継続しておいて予算委員会ではどこまで。町の直営ではなく、委託費で一括になっているので、今までのような予算書ではないと思う。保育所にかかわる調査ということで申し出るとしたら、予算委員会の審査がどこまで可能なのか。この分はまだ調査中であるという制約があるのではないかと思うが、3月は保育所に関してはちょっと質疑が難しくなるのかというふうに思うが、その辺ちょっと確認をしていただきたいと思う。

委員長：休憩する。

【休憩 11：46】

【再開 11：59】

委員長：再開する。

まとめについては、まだ調査が足りないということで、継続調査ということでまとめさせていただく。それで所管事務調査については、本日は以上とする。

(2) その他

委員長：その他についてである。来年度予算で、議会として道外研修の予算を確保してある。皆さんご承知のとおりだと思うが、事務局からというか、総務産業と厚生文教合同で道外出張という形にしたい。なるべくならということであるが、一応、予算の関係等々もあり、九州とか沖縄とかそういう遠くにはあまり行けないと。委員の皆様も我が常任委員会として、東京近郊でぜひ行きたいところを。今すぐ上げてほしいと言っても、ちょっと難しいと思うが、埼玉県志木市の教育資料というのがお手元にあると思うが、少人数学級というか少人数指導について特化した自治体のようで、清水町のこの後の教育にはためになるのではないかというのを事務局が見つけてきていただいた。これも参考にしつつ、次の常任委員会のおきまでに、その次になるかもしれないが、皆さんの希望等々をまとめてきていた

できれば希望に沿えるかもしれない。あと、その2020年には東京オリンピックがあり若干いろいろな影響もあるし、コロナウィルスの影響もあるかもしれない。時期等々については、双方の委員長にらせていただくのと、あと、予算委員会の中で、例えばその行先について、これは見たわけでないのではっきりは言えないが、例えば新年度予算の中で、埼玉県深谷市との提携の関係で少し予算が割かれているみたいである。そこを必ずしもよしとしている町民の皆さんが全員がそうだというわけではないところから、例えば議員がそばに行って、深谷市とつながってくるということもできないだろうし、委員会としては委員会の所管の中で目指すところをつくっていただければなど。調査する対象の話であるが、予算委員会でそこがどうこうとなったときに、議員がそこに行くのもまたおかしな話だが、例えばその予算が、皆が賛成してよいということになったときに、議員がそこに行かないというのもまた変な話である。その辺の状況を見定めて3月定例会が終わった後に行われる委員会では、少なくとも決めることができればと思う。よって、4月、5月に行こうということは難しいかなと、秋ぐらいかなという感じはしている。そんなことで、ゆっくりはしてはもらえないが、なるべく早めに皆さんのお考えをまとめていただきたいというのがその他の内容である。

委員の皆さんから、その他として何かあるか。

鈴木委員：次の所管事務調査日の関係であるが、契約の内容を今度は見たいということでお話をさせていただいたので、その資料ができ次第、また3月の定例時にやるのかどうかも含めて、できるだけ回数は少ないより多いほうがいいのかなと思う。それは委員長に任せるが、できるだけ情報を多くとりたいなというふうに思う。多くの町民に説明もしたいと思うので、早めの調査、委員会があったらいいなということを要望して質疑を終わる。

委員長：所管事務調査をもう一度開くかどうか、それについてはちょっと考えさせていただく。ただ、今言われた鈴木委員が欲しいといった資料、要するに契約書、仕様書、最終的なものはでき次第すぐに各委員に配ることは可能か。事務局。

事務局長（山本司）：できれば郵送ということか。

加来議長：委員会での配付が基本。個人的に委員に配るということは、決してできないことではが、2月26日に新年度予算の説明のための全員協議会が開催される予定である。そのときにでも委員会を開いていただいて、資料を配付するとか。

委員長：そのような形で開催することでよいか。

（よいとの声あり）

委員長：そのような形で実施する。

（休憩という声あり）

鈴木委員：できるならば入札要件と最初の入札の見積もりとで経過がわかればいいかなと。最終的にはどういう契約したというふうな形がわかるようなほうがよりいいか

などと思う。そちらの書類もお願いしたいと思う。

委員長：事務局において担当課のほうへ依頼していただけたらと思う。

事務局長：その書類の内容をもう1回確認してください。

委員長：契約書、仕様書など入札にあたっての公示資料と入札参加業者名で大丈夫か。

鈴木委員：大丈夫。

委員長：事務局においてその分の対応をお願いする。

事務局長：はい。

委員長：そのほか何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：それでは、長い間お疲れさま。只今を持って、厚生文教常任委員会の所管事務調査を終了したいと思う。

【閉会 12:10】